

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月14日
【四半期会計期間】	第8期第3四半期（自平成23年5月1日至平成23年7月31日）
【会社名】	株式会社モルフォ
【英訳名】	Morpho, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平賀 督基 東京都文京区本郷七丁目3番1号
【本店の所在の場所】	（同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区後楽二丁目6番1号 飯田橋ファーストタワー31階（本社）
【電話番号】	03（5805）3975（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 松平 史生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第3四半期 累計期間	第8期 第3四半期 会計期間	第7期
会計期間	自平成22年 11月1日 至平成23年 7月31日	自平成23年 5月1日 至平成23年 7月31日	自平成21年 11月1日 至平成22年 10月31日
売上高(千円)	1,039,240	267,290	1,417,544
経常利益又は経常損失() (千円)	4,373	85,095	307,454
四半期純損失()又は当期純利益 (千円)	4,097	82,923	250,746
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	-	739,305	488,505
発行済株式総数(株)	-	1,393,200	5,706
純資産額(千円)	-	1,523,883	1,026,381
総資産額(千円)	-	2,027,437	1,554,806
1株当たり純資産額(円)	-	1,093.80	179,877.62
1株当たり四半期純損失金額 ()又は1株当たり当期純利益 金額(円)	3.53	70.01	44,277.96
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	75.2	66.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	25,074	-	245,145
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	210,561	-	91,934
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	654,542	-	5,160
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	1,365,851	900,885
従業員数(人)	-	79	63

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第8期第3四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 当社は第7期第3四半期累計(会計)期間においては四半期財務諸表を作成しておりませんので、第7期第3四半期累計(会計)期間にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

5. 当社は平成23年5月1日付けで普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年7月31日現在

従業員数(人)	79(2)
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む。)は、当第3四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社は平成22年10月期第3四半期会計期間においては四半期財務諸表を作成しておりませんので、前年同四半期との比較分析は行っておりません。なお、当社はソフトウェア・ライセンス事業という単一セグメントであるため、売上区分別に記載しております。

(1) 生産実績

当社は、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当第3四半期会計期間の売上区分別の受注状況は、次のとおりであります。

事業収入の名称	当第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)			
	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
サポート収入	25,460	-	24,728	-
開発収入	-	-	-	-
合計	25,460	-	24,728	-

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の売上区分別の販売実績は、次のとおりであります。

事業収入の名称	当第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)	
	販売高 (千円)	前年同四半期比 (%)
ロイヤリティ収入	230,440	-
サポート収入	13,450	-
開発収入	23,400	-
合計	267,290	-

(注) 1. 当第3四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)	
	金額 (千円)	割合(%)
シャープ株式会社	74,443	27.9
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	45,894	17.2
ルネサスエレクトロニクス 株式会社	31,202	11.7

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当第3四半期会計期間の主な製品別の販売実績は、次のとおりであります。

製品名	当第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)	
	金額 (千円)	割合(%)
PhotoSolid	64,426	24.1
ImageSurf	34,675	13.0
FrameSolid	26,334	9.9
TrackSolid	21,058	7.9
NoiseWiper	19,413	7.3
MovieSolid	16,780	6.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、平成23年6月15日付で提出した有価証券届出書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は、平成22年10月期第3四半期会計期間においては四半期財務諸表を作成しておりませんので、前年同四半期との対比は記載しておりません。

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響等により厳しい状況にあるなか、輸出関連で上向きの傾向が見られます。しかしながら、欧米をはじめとする海外経済の減速観から急激な円高に見舞われ、景気は足踏み状況が続いております。先行きについては、生産活動が回復していくのに伴い、海外経済の緩やかな回復や各種政策効果などにより景気が持ち直していくことが期待されます。他方、引き続き電力供給の制約や原子力災害の影響、海外景気の下振れ懸念があり、加えて為替レートや株価の状況等によっては景気が下振れするリスクが存在しており、雇用情勢の悪化懸念などは依然として残っているため、引き続き注意が必要であります。

当社の主要な事業領域である携帯電話端末市場においては、世界的にスマートフォンの出荷台数が大幅に増加し、市場全体を牽引しております。国内では、携帯電話端末の出荷動向はスマートフォンが全体の30%超を占めるまでに拡大しております。一方、一般社団法人 電子情報技術産業協会が公表する「移動電話国内出荷実績」によれば、平成23年4月から6月までの各月の携帯電話端末の出荷動向は、前年対比をそれぞれ57.8%、65.8%、79.1%と大幅に減少しております。当該出荷台数には、海外の携帯電話端末機器メーカーの大半が含まれていないことから、事業環境としては海外の携帯電話端末機器メーカーのシェアが拡大し、国内の携帯電話端末機器メーカー各社は苦戦を強いられている状況と推察されます。海外では、国内よりも先行してスマートフォンが市場に浸透しており、出荷台数は増加傾向にあります。携帯電話端末機器メーカー各社はグローバル競争に突入し、国内市場でも海外の携帯電話端末機器メーカーのシェア拡大が顕著となり業界順位に変動が起きております。

このような環境のもと、当社は引き続き画像処理にかかる各種研究開発活動を推進してまいりました。当第3四半期会計期間においては新たに3製品を加え20製品となり、各社へ順調に採用されております。一方、国内の携帯電話端末機器メーカーを中心とした新機種への開発案件は一段落し低位で推移しましたが、サービス事業者を潜在顧客としてネットワークサーバー上での新たな事業機会を獲得すべく基盤技術の開発に取り組むとともに、当社技術及び製品を広く普及させるためにハードウェアとの連携を図るべく既存技術のRTL化に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第3四半期会計期間の業績につきましては、売上高は267,290千円となりました。営業損益につきましては、63,173千円の営業損失、経常損益につきましては、株式公開費用等の計上により、85,095千円の経常損失となりました。四半期純損益につきましては、82,923千円の四半期純損失となりました。

なお、売上区分別販売実績は、次のとおりです。

売上区分別販売実績

	平成23年10月期 第3四半期累計期間		平成23年10月期 第3四半期会計期間		前年（通期）	
	金額 （千円）	構成比 （%）	金額 （千円）	構成比 （%）	金額 （千円）	構成比 （%）
ロイヤリティ収入	746,107	71.8	230,440	86.2	1,090,369	76.9
サポート収入	84,052	8.1	13,450	5.0	207,751	14.7
開発収入	209,079	20.1	23,400	8.8	119,423	8.4
合計	1,039,240	100.0	267,290	100.0	1,417,544	100.0

（注）上記の金額には消費税等は含んでおりません。

(2) 財政状態の分析

当社の当第3四半期会計期間末における総資産は、2,027,437千円（前事業年度末比472,630千円増）となりました。総資産の内訳は、流動資産が1,717,047千円（同304,906千円増）、固定資産が310,389千円（同167,724千円増）であります。流動資産増加の主たる要因は、主として東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う有償一般募集増資による現金及び預金の増加464,966千円の方で、売上債権が128,752千円減少したことによるものであり、固定資産増加の主たる要因は、研究開発に必要な各種プログラム開発用ソフトウェア及び品質向上に必須となる製品評価ソフトウェアの購入に伴うソフトウェアの増加15,647千円および本社機能移転に伴う内装工事費用等の有形固定資産の増加69,399千円、敷金及び保証金の増加77,296千円によるものであります。

負債合計は503,553千円（同24,871千円減）となりました。

その主たる要因は、本社機能移転のための借入金の増加170,734千円、法人税の支払に伴う未払法人税等の減少96,955千円、前受金の減少81,312千円によるものであります。

純資産合計は1,523,883千円（同497,502千円増）となりました。

その主たる要因は、東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う有償一般募集増資による資本金及び資本剰余金の増加496,800千円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第2四半期会計期間末に比べ368,181千円増加し1,365,851千円となりました。なお、各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は、84,696千円となりました。これは主に減価償却費19,850千円を計上し、かつ売上債権が16,793千円減少した一方で、税引前四半期純損失85,095千円を計上し、前受金が55,705千円減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、12,262千円となりました。これは有形固定資産の取得による支出1,390千円とソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出10,871千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、470,291千円となりました。これは主として東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う有償一般募集増資払込による収入490,447千円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における当社の研究開発活動の金額は、110,154千円であります。

なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,600,000
計	4,600,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年7月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年9月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,393,200	1,443,600	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主 として権利内容に何ら限定の ない当社における標準となる 株式であります。 また、1単元の株式数は100株 となっております。
計	1,393,200	1,443,600	-	-

(注) 1. 当社株式は平成23年7月21日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

(平成17年9月8日開催臨時株主総会特別決議1)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(個)	490(注)7.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	98,000(注)1.3.7.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)1.5.
新株予約権の行使期間	平成19年9月9日から 平成27年9月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200 (注)1.
新株予約権の行使の条件	(注)6.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社は、平成23年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、第3四半期会計期間末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は200株となります。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

2. 当社が行使時の払込金額（但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する）を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は目的となる株式1株あたりの発行価額（旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。）が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

調整前払込金額とは3.に記載の調整前の払込金額を、調整後払込金額は同調整後の払込金額をいう。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

4. 当社が行使時の払込金額（但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する）を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は目的となる株式1株あたりの発行価額（旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。）が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の払込金額についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利者が、付与時点で当社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役若しくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。但し、取締役会で認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならないが、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
7. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

(平成17年9月8日開催臨時株主総会特別決議2)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(個)	55(注)7.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,000(注)1.3.7.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)1.5.
新株予約権の行使期間	平成19年9月9日から 平成27年9月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200 (注)1.
新株予約権の行使の条件	(注)6.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社は、平成23年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、第3四半期会計期間末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は200株となります。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

2. 当社が行使時の払込金額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する)を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は目的となる株式1株あたりの発行価額(旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。)が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

調整前払込金額とは3.に記載の調整前の払込金額を、調整後払込金額は同調整後の払込金額をいう。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

4. 当社が行使時の払込金額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する)を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は目的となる株式1株あたりの発行価額(旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。)が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の払込金額についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利者が、付与時点で当社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役若しくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。但し、取締役会で認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない。1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
7. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

(平成18年3月3日開催臨時株主総会特別決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(個)	420(注)7.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,000(注)1.3.7.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,300(注)1.5.
新株予約権の行使期間	平成20年3月4日から 平成28年3月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,300 資本組入 650 (注)1.
新株予約権の行使の条件	(注)6.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社は、平成23年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、第3四半期会計期間末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は200株となります。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

2. 当社が行使時の払込金額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する)を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は目的となる株式1株あたりの発行価額(旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。)が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

調整前払込金額とは3.に記載の調整前の払込金額を、調整後払込金額は同調整後の払込金額をいう。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

4. 当社が行使時の払込金額（但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する）を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は目的となる株式1株あたりの発行価額（旧商法第280条ノ第4項に定める発行価額を意味する。）が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の払込金額についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利者が、付与時点で当社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役若しくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。但し、取締役会で認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない。1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。
7. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

（平成20年1月31日開催第4期定時株主総会特別決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(個)	108(注)5.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,600(注)1.2.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,650(注)1.3.
新株予約権の行使期間	平成22年4月18日から 平成30年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,650 資本組入額 825 (注)1.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社は、平成23年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、第3四半期会計期間末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は200株となります。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、新株予約権1個につき200株とする。但し、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式に交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、会社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時において当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者は、普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

(平成23年1月28日開催第7期定時株主総会特別決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(個)	212(注)5.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,400(注)1.2.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,450(注)1.3.
新株予約権の行使期間	平成25年2月11日から 平成33年2月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,450 資本組入額 1,225 (注)1.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社は、平成23年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、第3四半期会計期間末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は200株となります。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、新株予約権1個につき200株とする。但し、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式に交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、会社の発行済普通株式総数から会社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者は、普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

（平成23年1月28日開催第7期定時株主総会特別決議2）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年7月31日)
新株予約権の数(個)	32(注)5.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,400(注)1.2.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,450(注)1.3.
新株予約権の行使期間	平成25年5月19日から 平成33年5月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,450 資本組入額 1,225 (注)1.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社は、平成23年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年4月30日を基準日として平成23年5月1日付で当社普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、第3四半期会計期間末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は200株となります。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき200株とする。但し、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式に交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、会社の発行済普通株式総数から会社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年5月1日 (注)1	1,147,434	1,153,200	-	490,905	-	439,575
平成23年7月20日 (注)2	240,000	1,393,200	248,400	739,305	248,400	687,975

(注)1. 株式分割(1:200)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式)によるものであります。

発行価格 2,250円
引受価額 2,070円
資本組入額 1,035円
払込金総額 496,800千円

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、平賀 督基氏から平成23年7月22日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年7月31日現在で171千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、平成23年7月22日付の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
平賀 督基	東京都文京区	171	12.07

当第3四半期会計期間において、羽深 兼介氏から平成23年7月22日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年7月31日現在で147千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、平成23年7月22日付の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
羽深 兼介	千葉県白井市	147	10.12

当第3四半期会計期間において、ノキア・グロース・パートナーズ エル・ピーから平成23年7月22日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年7月31日現在で100千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、平成23年7月22日付の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ノキア・グロース・パートナーズ エル・ピー	アメリカ合衆国デラウェア州ニューカッスル群ウィルミントン市オレンジ・ストリート1209番地コーポレーション・トラスト・センター	100	7.18

当第3四半期会計期間において、ユーテック一号投資事業有限責任組合から平成23年7月25日付の変更報告書の写しの送付があり、平成23年7月31日現在で271千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、平成23年7月25日付の変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ユーテック一号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷七丁目3番1号	271	19.51

当第3四半期会計期間において、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモから、株式会社ドコモ・ドットコムとの連名により平成23年7月27日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年7月31日現在で80千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、平成23年7月27日付の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	60	4.31
株式会社ドコモ・ドットコム	東京都港区赤坂一丁目7番1号	20	1.46
合計		80	5.77

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,393,200	13,932	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,393,200	-	-
総株主の議決権	-	13,932	-

【自己株式等】

平成23年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	-	-	-	-	-	-	-	-	7,680
最低(円)	-	-	-	-	-	-	-	-	4,565

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

なお、平成23年7月21日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3【役員の状況】

平成23年6月15日提出の有価証券届出書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当四半期報告書は、第3四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前年同四半期との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年11月1日から平成23年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年7月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,365,851	900,885
売掛金	226,754	355,506
仕掛品	5,665	32,350
前払費用	10,120	11,069
繰延税金資産	104,370	104,370
その他	4,286	7,958
流動資産合計	1,717,047	1,412,140
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	63,682	5,656
工具、器具及び備品(純額)	30,025	18,651
有形固定資産合計	93,707	24,308
無形固定資産		
ソフトウェア	116,239	100,592
その他	6,564	1,330
無形固定資産合計	122,803	101,922
投資その他の資産		
敷金及び保証金	93,732	16,435
その他	146	-
投資その他の資産合計	93,878	16,435
固定資産合計	310,389	142,665
資産合計	2,027,437	1,554,806

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年7月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,505	33,419
1年内返済予定の長期借入金	46,364	6,950
未払金	40,487	30,946
未払法人税等	-	96,955
未払消費税等	-	22,707
未払費用	16,073	12,826
前受金	213,977	295,289
預り金	12,307	9,942
本社移転費用引当金	-	13,387
流動負債合計	338,715	522,425
固定負債		
長期借入金	137,320	6,000
資産除去債務	20,293	-
繰延税金負債	7,223	-
固定負債合計	164,837	6,000
負債合計	503,553	528,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	739,305	488,505
資本剰余金	687,975	437,175
利益剰余金	96,603	100,701
株主資本合計	1,523,883	1,026,381
純資産合計	1,523,883	1,026,381
負債純資産合計	2,027,437	1,554,806

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
売上高	1,039,240
売上原価	238,666
売上総利益	800,573
販売費及び一般管理費	771,493
営業利益	29,079
営業外収益	
受取利息	105
その他	1
営業外収益合計	107
営業外費用	
支払利息	1,687
為替差損	5,334
株式交付費	6,352
株式公開費用	11,439
営業外費用合計	24,813
経常利益	4,373
特別損失	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	706
特別損失合計	706
税引前四半期純利益	3,667
法人税、住民税及び事業税	541
法人税等調整額	7,223
法人税等合計	7,765
四半期純損失()	4,097

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
売上高	267,290
売上原価	62,194
売上総利益	205,095
販売費及び一般管理費	268,269
営業損失()	63,173
営業外費用	
支払利息	550
為替差損	5,989
株式交付費	6,352
株式公開費用	9,029
営業外費用合計	21,921
経常損失()	85,095
税引前四半期純損失()	85,095
法人税、住民税及び事業税	1,841
法人税等調整額	329
法人税等合計	2,171
四半期純損失()	82,923

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	3,667
減価償却費	46,500
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	706
受取利息	105
支払利息	1,687
株式交付費	6,352
株式公開費用	11,439
為替差損益(は益)	4,089
売上債権の増減額(は増加)	128,752
たな卸資産の増減額(は増加)	26,685
仕入債務の増減額(は減少)	23,913
未払金の増減額(は減少)	12,039
前受金の増減額(は減少)	81,312
未払消費税等の増減額(は減少)	22,707
その他	8,471
小計	122,352
利息の受取額	105
利息の支払額	1,749
法人税等の支払額	95,634
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,074
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	68,979
有形固定資産の除却による支出	13,387
無形固定資産の取得による支出	50,888
敷金及び保証金の差入による支出	91,580
敷金及び保証金の回収による収入	14,284
その他	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	210,561
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	200,000
長期借入金の返済による支出	29,266
株式の発行による収入	495,247
株式公開費用の支出	11,439
財務活動によるキャッシュ・フロー	654,542
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,089
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	464,966
現金及び現金同等物の期首残高	900,885
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,365,851

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる四半期財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間(自平成22年11月1日至平成23年7月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年7月31日)	前事業年度末 (平成22年10月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、68,331千円でありま す。	有形固定資産の減価償却累計額は、62,593千円でありま す。

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)	
販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は 次のとおりであります。	
給与手当	150,469千円
研究開発費	293,159千円

当第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)	
販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は 次のとおりであります。	
給与手当	54,016千円
研究開発費	110,154千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年7月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	1,365,851
現金及び現金同等物	<u>1,365,851</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年7月31日)及び当第3四半期累計期間
(自平成22年11月1日至平成23年7月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,393,200株

2.自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

5.株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年7月20日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式240,000株(発行価格2,250円、引受価額2,070円、資本組入額1,035円)発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ248,400千円増加しております。この結果、当第3四半期会計期間末において資本金が739,305千円、資本準備金が687,975千円となっております。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年7月31日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年7月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年7月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期累計期間(自平成22年11月1日至平成23年7月31日)及び当第3四半期会計期間
(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 15名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 7,400株
付与日	平成23年5月19日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時において当会社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者は、当会社普通株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、平成23年1月28日開催の株主総会及び平成23年5月18日開催の取締役会決議に基づき、当社と権利者の間で締結する新株予約権者割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	平成23年5月19日から 平成25年5月18日まで
権利行使期間	平成25年5月19日から 平成33年5月18日まで
権利行使価格	2,450円
付与日における公正な評価単価	-

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年7月31日)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

なお、第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度末の末日における残高に代えて、第1四半期会計期間の期首における残高と比較しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソフトウェア・ライセンス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸不動産関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年7月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年7月31日)	前事業年度末 (平成22年10月31日)
1株当たり純資産額 1,093円80銭	1株当たり純資産額 179,877円62銭

(注) 当社は、平成23年5月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前事業年度末の1株当たり純資産額は899円39銭であります。

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
1株当たり四半期純損失金額 3円53銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 70円01銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
四半期純損失(千円)	4,097	82,923
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	4,097	82,923
期中平均株式数(株)	1,161,112	1,184,504
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

(第三者割当による株式の発行)

当社は、東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に関連して、平成23年6月15日及び平成23年6月29日開催の取締役会においてオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当による株式の発行を決議しております。当該決議に基づいて、当社は主幹事証券会社である野村證券株式会社を割当先とした第三者割当による株式の発行を行い、次のとおり平成23年8月16日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は791,055千円、発行済株式数は1,443,200株となっております。

発行する株式の種類及び数

普通株式 50,000株

割当価格

1株につき 2,070円

発行価額

1株につき1,742.5円(会社法上の払込金額)

資本組入額

1株につき 1,035円

割当価格の総額

103,500千円

発行価額の総額

87,125千円

資本組入額の総額

51,750千円

払込期日

平成23年8月16日

割当先

野村證券株式会社

資金の用途

具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融資産で運用していく方針であります。

(リース取引関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年9月7日

株式会社 モルフォ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三富 康史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社モルフォの平成22年11月1日から平成23年10月31日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年11月1日から平成23年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社モルフォの平成23年7月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。